令和８年（フ）第４４１号
神奈川県伊勢原市串橋56番地　ドリームガーデン伊勢原306号
債務者　加賀真須美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　暁子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４５６号
神奈川県相模原市緑区元橋本町３番８号　レサージュ橋本壱番館205号
債務者　佐藤　尚喜
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　崇文
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５１０号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘20番３号
債務者　楳村　　哲
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甘粕　由磨
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後３時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２２０４号
名古屋市守山区大字上志段味字羽根519番地メゾンピノローザ202号
債務者　井手　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　敦司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９６６号
札幌市東区北９条東７丁目１番１―401号
債務者　倉橋　和寛
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　拓也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５０号
盛岡市仙北二丁目14番23号
債務者　岡田　隆資
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　　亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第９５号
三重県志摩市阿児町鵜方1204番地６
債務者　西岡カズエ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第９６号
三重県志摩市阿児町鵜方1204番地６
債務者　西岡　喜勝
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１７３号
山形市上町１丁目８番17―304号　紅霞荘
債務者　大沼　　香
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８２号
山形県上山市長清水３丁目３番19号
債務者　早坂　嘉市
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
愛知県豊橋市大岩町字火打坂22番地４　大嶋借家12
債務者　長坂　武保
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３７号
岩手県宮古市片巣第１地割58番地
債務者　中里　拓弥
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第１７１７号
愛知県半田市長根町３丁目１番地　県営長根住宅４棟101号
債務者　澤田　健一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７２号
愛知県尾張旭市東栄町２丁目12番地５　マンションパストラル１―A
債務者　吉川　幹男
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４４号
愛知県愛西市勝幡町下市場2418番地２　パナケイア202号室
債務者　中野　賢一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０８５号
名古屋市守山区天子田３丁目1101番地　大森向住宅５棟405号
債務者　神田美也子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部